

令和7年12月

子ども・子育て支援金制度について

令和8年度から、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金」制度がスタートします。

国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援金として徴収し、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定められました。

皆さまから徴収する子ども・子育て支援金は、加入者のための保険給付や保健事業に充てることはできませんので、国に納付するだけとなります。

また、開始時期等につきましては、以下のとおりとなっておりますので、お知らせいたします。

記

《開始時期》

令和8年4月分保険料（5月末納付分）より、一般保険料・介護保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を納付いただくこととなります。

《負担額等》

年齢等に関係なく、全被保険者が負担します。

負担額は、一般保険料等と同様に、標準報酬月額に支援金率を乗じて算出します。支援金率は、国が一律に定めるとされておりますが、現時点では確定はしておりません。

以上